

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 40 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年岩手県条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項第 2 号、第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条（法第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 21 条、<u>第 22 条第 4 号</u>、第 28 条第 1 項、第 2 項、第 4 項（法第 31 条の 13 第 1 項において<u>これらの規定を準用する場合を含む。</u>）及び第 5 項第 1 号ロ（法第 31 条の 3 第 1 項、第 31 条の 8 第 1 項、第 31 条の 13 第 1 項及び第 31 条の 18 第 1 項において準用する場合を含む。）並びに第 33 条第 4 項の規定に基づき、風俗営業の営業地域及び営業時間並びに風俗営業者の遵守事項、店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域、営業地域及び営業時間、性風俗関連特殊営業の広告又は宣伝を制限すべき地域並びに深夜における酒類提供飲食店営業の営業地域等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(年少者の立入禁止)</p> <p>第 10 条 法第 <u>22 条第 4 号</u> の条例で定める年齢は 16 歳と、時は午後 6 時とする。</p> <p>(店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設)</p> <p>第 11 条 法第 28 条第 1 項（法第 31 条の 13 第 1 項において準用する場合を含む。）の店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設として条例で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止地域)</p> <p>第 12 条 [略]</p> <p>2 店舗型電話異性紹介営業は、県内全域において、これを営んではならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項第 2 号、第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条（法第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 21 条、<u>第 22 条第 5 号</u>、第 28 条第 1 項、第 2 項、第 4 項（<u>これらの規定を法第 31 条の 3 第 2 項の規定により適用する場合及び法第 31 条の 13 第 1 項において準用する場合を含む。</u>）及び第 5 項第 1 号ロ（法第 31 条の 3 第 1 項、第 31 条の 8 第 1 項、第 31 条の 13 第 1 項及び第 31 条の 18 第 1 項において準用する場合を含む。）並びに第 33 条第 4 項の規定に基づき、風俗営業の営業地域及び営業時間並びに風俗営業者の遵守事項、<u>店舗型性風俗特殊営業、受付所営業</u>（<u>法第 31 条の 2 第 4 項に規定する受付所営業をいう。以下同じ。</u>）及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域、営業地域及び営業時間、性風俗関連特殊営業の広告又は宣伝を制限すべき地域並びに深夜における酒類提供飲食店営業の営業地域等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(年少者の立入禁止)</p> <p>第 10 条 法第 <u>22 条第 5 号</u> の条例で定める年齢は 16 歳と、時は午後 6 時とする。</p> <p>(店舗型性風俗特殊営業、<u>受付所営業</u>及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設)</p> <p>第 11 条 法第 28 条第 1 項（<u>法第 31 条の 3 第 2 項の規定により適用する場合及び法第 31 条の 13 第 1 項において準用する場合を含む。</u>）の店舗型性風俗特殊営業、<u>受付所営業</u>及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設として条例で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(店舗型性風俗特殊営業、<u>受付所営業</u>及び店舗型電話異性紹介営業の禁止地域)</p> <p>第 12 条 [略]</p> <p>2 <u>受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業</u>は、県内全域において、これを営んではならない。</p>

<p>(店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限)</p> <p>第13条 法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者は、午前零時から日出時までの時間(以下「深夜」という。)においては、その営業を営んではない。</p>	<p>(店舗型性風俗特殊営業、<u>受付所営業</u>及び店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限)</p> <p>第13条 法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業、<u>受付所営業</u>又は店舗型電話異性紹介営業を営む者は、午前零時から日出時までの時間(以下「深夜」という。)においては、その営業を営んではない。</p>
<p>2 (風俗営業の営業延長許容地域)</p> <p>第5条 法第13条第1項の午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情がある地域として条例で定める地域は、盛岡市、<u>水沢市</u>及び北上市の区域のうち公安委員会規則で定める地域とする。</p>	<p>(風俗営業の営業延長許容地域)</p> <p>第5条 法第13条第1項の午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情がある地域として条例で定める地域は、盛岡市、<u>奥州市</u>及び北上市の区域のうち公安委員会規則で定める地域とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成18年5月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、公布の日から施行する。